

住宅改修の前に

…必ずお読みください…



令和3年3月

長寿介護課

重 要 ポ イ ン ト

住宅改修とは、

美しくすることではなく、

介護上の負担を少なくし、

住みやすくすることです。

本人の声に耳を傾け、専門家の視点を入れ、

真に必要な住宅改修を行いましょよう。

まずはこの冊子に目を通してください。

はじめに

住み慣れた家の中に危険な箇所があると気づく方はどれだけいらっしゃるでしょうか。住み慣れた家の中にも、各所にある段差、和式の生活様式や設備など、高齢者や障害者にとって、「危険で住みにくい」、「自立を妨げている」などの環境となっている場合があります。要介護状態になることの理由に、家庭内での転倒事故などがあり、その予防や本人の自立支援のために住宅改修（改造）があります。

住宅改修（改造）を行う際には、家族の方、ケアマネジャーや施工業者の方も、まずは本人の立場に立ち、生活するための不都合な点や問題となっている点を考えましょう。その問題となっている箇所が工事を必要とする箇所と言えます。

工事には費用がかかるため、工事箇所や内容などの条件により、介護保険や市の助成制度を活用することができます。また、福祉用具の活用も視野に入れるなど、（一度、工事を行ってしまうと、状況の変化に対応が難しくなります。状態が安定または固定しているかどうか等も考慮しましょう。）よく検討して本当に必要な工事を的確に行ってください。

住宅改修（改造）を行うことにより、事故の予防や、自立の促進、場合によっては介護者の負担の軽減を図ることができます。高齢者や障害者の方が、自宅で安心して自立した生活を続けていくために、適正な改修をお願いします。

目 次

1. 介護保険住宅改修及び玉野市住宅改造助成事業について	・・・ P 1. 2
2. 申請の流れ	・・・ P 3
3. 写真撮影の際の注意	・・・ P 4
4. 写真の撮り方	・・・ P 5. 6
5. 手すりの取り付け	・・・ P 7
6. 段差解消	・・・ P 8
7. 床材変更	・・・ P 9
8. 扉の取り替え	・・・ P 1 0
9. 浴室の改修	・・・ P 1 1
1 0. トイレの改修	・・・ P 1 2
1 1. よくある質問等	・・・ P 1 3
1 2. 申請書（記入例）	・・・ P 1 4
1 3. チェックリスト	・・・ P 1 5

介護保険住宅改修 及び 高齢者住宅改造事業 について

介護保険の介護認定で要介護（要支援）を受けている方が、自宅の改修（手すりの取り付け、段差解消等）を行う場合に、改修の費用の一部を助成します。

対象者	共 通	市内に住所があり、住宅で継続して介護が必要な方 介護保険で、要介護または要支援の認定を受けている方。
	高齢者住宅改造 (65歳以上)	<u>高齢者住宅改造においては、市民税を課せられている人は対象外。</u>
支給額	介護保険 住宅改修	対象工事（利用限度額20万円）の9割、8割、7割
	高齢者住宅改造	対象工事（利用限度額50万円）の2/3 (介護保険の給付対象額を除く)
	<p>助成対象工事限度額</p> <p style="font-size: 1.2em;"><u>70万円</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>介護保険給付対象</p> <p><u>20万円</u></p> <p>(支給額：9割、8割、7割)</p> <p>(支給限度額：18万円 ～14万円)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>高齢者住宅改造助成対象</p> <p>50万円×2/3=<u>33.3万円</u></p> <p>(千円未満切り捨て)</p> <p>(助成限度額：33万3千円)</p> </div> </div>	

申請の流れ

1. 住宅改修（改造）の希望



2. 実施の方法



3. 市の窓口申請



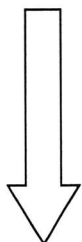
4. 改修場所の確認



5. 工事の実施



6. 工事の完了



7. 保険給付費・補助金の支払

- 担当のケアマネジャーや地域包括支援センターなどに、必ずご相談ください。改修の内容、場所、必要性などについて、検討しましょう。
- 希望する施工業者に訪問してもらい、改修の内容や施工上の問題などを相談してください。
- 施工業者の方に、工事費内訳書・見取図・写真等の必要書類の作成をお願いしてください。
- 担当のケアマネジャー等を通じて、15ページのチェックリストの書類を揃えて、申請してください。（ケアマネジャー等が書類を持参することも可能です。）
- 市の担当者が自宅を訪問して、場所や形状などを確認する場合があります。
- 工事の内容に変更が生じた場合は、必ず長寿介護課にご連絡（金額の増減に関わらず）ください。（連絡なしに工事を行った場合、対象と認められないことがあります。）
- 工事が完了したら、工事費の全額を施工業者に支払い、被保険者本人名義の領収書をもらってください。
- ケアマネジャー等を通じて、工事完了後に必要な書類一式をご提出ください。
- 市の担当者が自宅を訪問して、改修後の状態を確認する場合があります。
- 支払いは、工事完了後の書類を提出した月（住宅改修は毎月25日提出締切）の翌月末頃の予定です。

写真撮影の際の注意

住宅改修の申請時には、着工前・完了後の日付入りの写真が必要です。
下記の点にご注意いただき、わかりやすい写真を添付してください。

【 注意点 】

① 日付入りの写真

- ・カメラ及びデジタルカメラに日付機能のあるものについては、その日付機能を利用し、撮影年月日を入れてください。
- ・日付機能のないものについては、黒板・紙等に日付を記入し（写真で読み取れるほどの太さ・大きさを記入し）、改修箇所と一緒に撮影してください。その際、改修箇所が黒板等で隠れないようにしてください。

② 段差の撮影

- ・廊下、居室の段差は、メジャーを当て、メジャーの先端（0cm）が床に付いている状態が写るように、また、そこがどの改修場所か分かるように、少し離れて撮影してください。
- ・段差がフラットになる場合は、工事後の写真でメジャーが写っていても構いません。（平らな棒等を床に置いて写す方法でも構いません。）
- ・工事前の大きな段差を撮影する場合は、メジャーの先端を含めた改修箇所の全体像の写真と、メジャーの高さ部分の数値がわかる拡大写真とを必要に応じて提出してください。
- ・浴槽取り替えの場合は、メジャーの先端が浴槽底に付いている状態が写るように撮影してください。

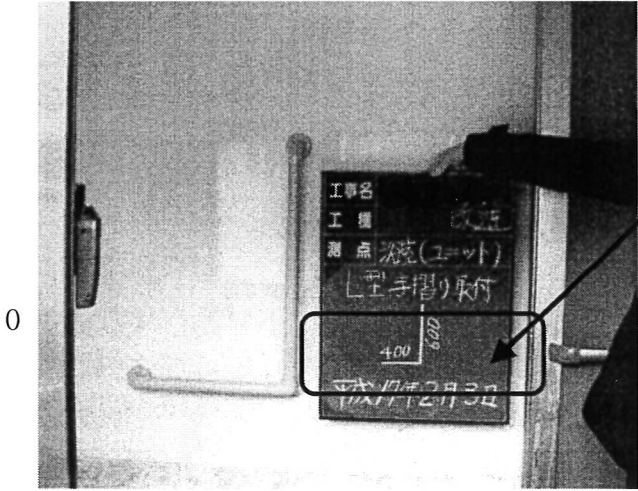
③ 写真の角度・方向

- ・着工前と完了後の写真を同じ角度、同じ方向で撮影してください。（角度、方向を変えると、同一箇所と判断できない場合があります。）

- ④ どの箇所かが判別できるように（撮影時のポイント）
- ・少し離れて他の家具や建具等と一緒に撮影し、同一箇所であることが分かるようにしてください。（手すりを付ける際に壁のアップ、ドアノブ変更の際のドアノブのアップといった写真だと、着工前と完了後が同一箇所かどうかの判断ができません。）
 - ・ドアを開け便器や浴槽等、場所が特定できるように撮影してください。
- ⑤ 固定されているかが判別できるように
- ・踏み台や手すりは固定されている必要があります。固定部分が確認できるよう撮影してください。
 - ・例えば、造り付けの下駄箱等に手すりを設置する際は、下駄箱自体が固定されていることが確認できる写真（事前申請時）に撮影をしてください。
- ⑥ その他
- ・絨毯やマットで隠れていて、床等の状態がわからない写真があります。絨毯などをよけ、床等の状態（全体）が分かるように撮影してください。
 - ・スマートフォン等で撮影する場合も、鮮明な写真を提出してください。状況がわかりにくい（サイズが小さい等）場合、再提出をお願いすることがあります。

※複数枚になってもかまいませんので、現在の課題、住宅改修によって、どのように改善したいのかがわかりやすい写真の提出をお願いします。

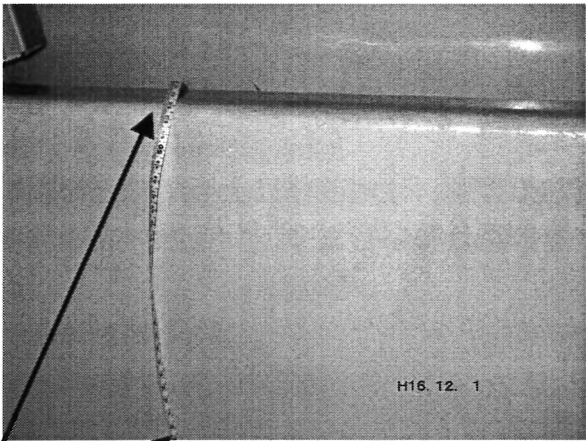
写真の撮り方



日付機能のないカメラの場合は、黒板・紙等に日付を記入し、改修箇所と一緒に撮影してください。
 (日付は写真で読み取れるように、大きく・太く記入してください。)

【 段差解消のための写真の良い例・悪い例 】

(悪い例)

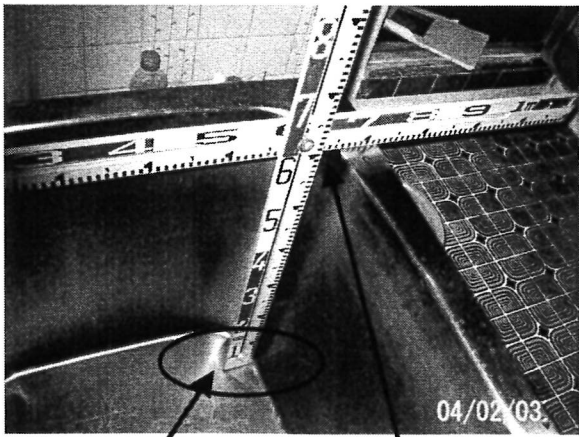


メジャーの先端が写っておらず、歪んでいるため、次のことがわかりません。

- ・正しく測定できているか
- ・浴槽の高さの目盛

(注) 段差解消の写真で浴槽に限らず、先端が写っていないものが多々見られます。

(良い例)



メジャーの先端が浴槽底についている状態が写るように、撮影してください。

垂直にメジャーを当てれば、高さがよく分かります。

【 扉交換のための写真の良い例・悪い例 】

(悪い例)



工事箇所（この場合はドアノブ）を大きく写しすぎているため、どこの場所のドアかを判断することができません。

撮影が難しい時は、複数枚になってもかまいません。

(良い例)



工事箇所が分かる程度に少し離れて、他の建具等と一緒に撮れば、一目瞭然！（トイレのドアノブであることがわかります。）完了後も同じ角度で撮影してください。

※ 同じ種類へのドアノブの交換は、住宅改修対象外です

手すりの取り付け

●手すりの取り付けがなぜ必要か

- ・転倒の危険がある人の日常生活の動線上に手すりを取り付けることで、転倒を予防する。
- ・トイレや風呂に手すりを取り付けることで、移乗や移動の動作に介助が必要な人の動作時の足腰の負担を軽くし、安全に移動動作ができるようにする。

〔 着 工 前 〕



〔 完 成 後 〕



※着工前の写真に赤線を引くなどして、どのように手すりが付く予定か示してください。

【 対象となる条件 】

- ① 廊下、トイレ、浴室、玄関等、屋内に設置するもの
- ② 玄関から道路までの通路等屋外（住民票の敷地内）に設置するもの

付帯工事例

- ・手すり設置ができない壁等の下地補強工事

【 注意点 】

- ① すでに設置してあり、身体症状が変わったことによる移設に関しては移設費用のみ対象。
- ② 取り付け場所に関しては、使い勝手のよい位置に取り付けられるよう、本人、業者、ケアマネジャーや理学療法士、作業療法士などリハビリ専門職と十分に話し合うこと。
- ③ 材質、直径、L字等の形状、場所、本人の身体状況に応じて適切なものを選ぶようにすること。
- ④ 住宅改修は固定が原則なので、移動できる家財道具への取り付けは対象外。

Q1. たんすや下駄箱に付けた手すりは対象となるか。

A1. 対象外

ただし、据え付けのものは対象となる。(固定されていることが確認できる写真の提出をお願いします。)

Q2. 取り外し可能な手すり、中折れ型の手すりは対象となるか。

A2. 身体状況等により個別に判断する。

(両端が着脱できるものは、固定に当たらないため、原則対象外とする。)

Q3. 手すりを付けるために、下駄箱・庭木・植栽・石等の撤去費用は対象となるか。

A3. 対象外

Q4. 壁の補強に伴う、壁全体の壁紙(クロス)の張り替えは対象となるか。

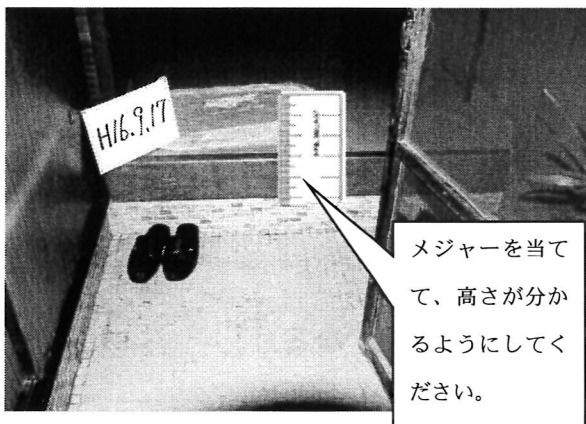
A4. 対象外

段差解消

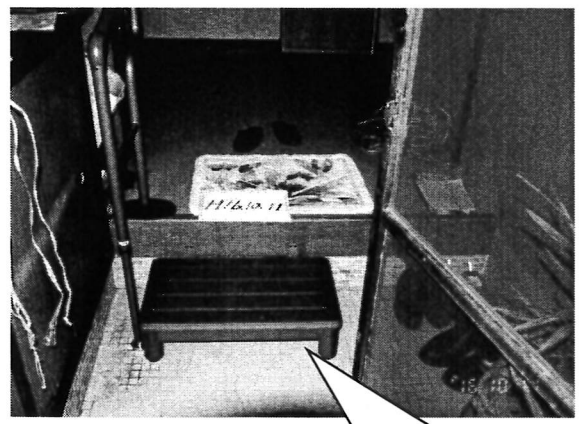
●段差解消がなぜ必要か

- ・ 足腰の筋力低下、関節可動域の制限がある人が、居室・廊下・トイレ・浴室・玄関等の各室間の段差につまづき、転倒の危険がある場合、段差解消をすることで、転倒を予防する。
- ・ 車イス使用者の移動の円滑化のため、段差解消をすることで、本人の自立を促すとともに、介護者の負担を軽減する。

〔 着 工 前 〕



〔 完 成 後 〕



【 対象となる条件 】

- ① 敷居を低くする工事
- ② 敷居のレールをVレールに変更
- ③ スロープの設置（固定）
- ④ 床を上げる（下げる）工事
- ⑤ 式台の設置（固定）

付帯工事例

- ・ 床段差解消（敷居を低くする、床上げ等）で扉が使用できなくなった場合の扉の取り替え代
- ・ 壁（床との設置面）
- ・ スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

【 注意点 】

- ① 段差解消の場所に関しては、本人の日常生活の動線を考慮し、必要なところに適切な工事が行われるよう、本人・家族・業者及びケアマネジャーで、十分に話しあうこと。
- ② スロープの設置については、傾斜角度が適切であるか、本人の身体状況等から判断すること。
- ③ 住宅改修は固定が原則なので、スロープを固定しない場合は対象外。
(簡易型スロープは福祉用具貸与の対象)
- ④ 住宅改修は固定が原則なので、式台を固定しない場合は対象外。

Q1. 玄関や勝手口に踏み台を設置したいが、段差が大きいため、2～3段の階段を設置したいが対象となるか。

A1. 家屋及び本人の身体状況に応じて判断し、対象とするもの。

Q2. 居室から屋外に出るため、玄関ではなく掃き出し窓にスロープを設置するのは対象となるか。

A2. 対象

Q3. 段差解消のため、昇降機、リフト、段差解消機等の設置は対象となるか。

A3. 対象外

(※福祉用具貸与(レンタル)対象として移動用リフト〔段差解消機、階段移動用リフト含む〕有り。)

Q4. 台所の床上げに伴うシンク部分の床上げ、またシンクの床上げに伴う水道の移設は対象となるか。

A4. 対象外

(シンクの床部分を除く床を面積案分して、一部対象とするもの。)

Q5. 段差解消のため設置する踏み台の幅に、基準はあるのか。

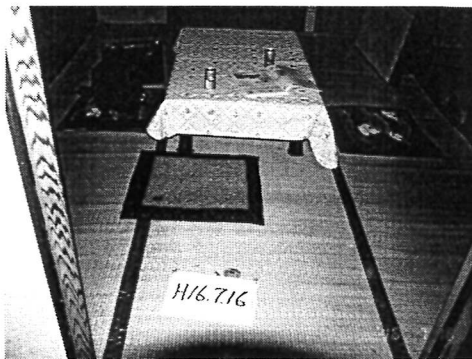
A5. 特段基準は決められていないが、本人の身体状況を考慮し、安全が確保される必要があると考える。

床材変更

●床材の変更がなぜ必要か

- ・足腰の筋力低下、関節可動域の制限がある人が、滑りの防止のため、滑りにくい床材に変更し、安全に歩行できるようにするため。
- ・通路面の床材を変更することで、車イス使用者の移動を円滑化するため。

【 着工前 】



【 完成後 】



【 対象となる条件 】

- ① 畳・タイルから、板製床材・ビニル系床材への変更
- ② 凹凸の激しい石畳などから、移動しやすい舗装材への変更

付帯工事例

- ・ 壁（床との設置面）
- ・ 床段差解消（敷居を低くする、床上げ等）で扉が使用できなくなった場合の扉の取り替え代

【 注意点 】

- ① 経年劣化により、既存の床板が摩耗・腐敗している場合等、老朽化によるものは対象外。
- ② 老朽化が原因でないことが確認できるよう、対象となる床全体の写真を撮ること。（カーペット等で隠れて一部しか写ってない写真が多くあります。）
- ③ 板材から板材への変更など、同じ材質に変更する場合、また、単なる修繕は対象外。
- ④ パンフレット等により、滑りにくい素材であることの資料を添付すること。

Q1. 滑りやすいフローリングから、滑りにくいフローリングへの変更は対象となるか。なお、滑りにくい材質であることが書かれたパンフレット等を添付する。

A1. 対象

滑りにくいという新たな機能を付加した場合は、対象となる。

ただし、既存の床板が老朽化によるものと判断した場合には対象外。

必要に応じて、現地調査を行い個別に判断するもの。

Q2. 石やタイル、木材等に滑り止め塗料を塗布することは対象となるか。

A2. 対象

効果の持続が短いため（3～5年）、この工法を利用することの妥当性、必要性についてよく検討し判断すること。

Q3. 転倒防止のために、ゴム製の床材や滑り止めシートを床に貼り付けるのは対象となるか。

A3. 対象（強力な接着剤等の工事を伴う場合のみ）

パンフレット等の資料を添付し、製品の性能をお示しください。

滑り止めマットのように、本来そのまま敷くだけのものについては、固定しても対象外となる。

扉の取り替え

●扉の取り替えがなぜ必要か

- ・車椅子移動である人や、四肢の筋力低下、麻痺、関節可動域制限等があり、押したり、引いたり移動動作が困難な人に対して、扉を開けやすくしたり、引き戸・折れ戸にしたり戸車を付けるなどの改修を行い、安全でスムーズに移動できるようにする。
- ・握力低下、上肢の筋力低下がある方が、ドアノブを変更することで、自力で扉を開けられるようにする。

〔 着工前 〕



〔 完成後 〕



【 対象となる条件 】

- ① 開き戸から引き戸、折れ戸等への取り替え
- ② ドアノブの変更
- ③ 戸車の設置

付帯工事例

- ・ コンセントの移設
- ・ 電気のスイッチの移設
- ・ 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

【 注意点 】

① 老朽化により扉を取り替えるのは対象外。

Q 1. 扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は対象となるか。

A 1. 対象

扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変わるのであれば、扉の取り替えとして対象となる。

具体例として、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等。

Q 2. 車いすで通行するために、台所の入口の扉を取り除く工事は対象となるか。

A 2. 単に、「間口を広げる」は対象外。(個別の状況に応じて適宜判断。)

Q 3. 既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は対象となるか。

A 3. 対象(既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由に限る。)

老朽化、破損が理由であれば、対象外

Q 4. 移動距離を短くして自立を保つために、部屋の壁を壊し新たに扉を設置する場合は対象となるか。

A 4. 対象外

既存の扉が無く、対象項目にない「通路の新設」に当たるため対象外となる。

Q 5. 被保険者の部屋に隣接する便所の壁をアコーディオンカーテン等の扉に改修する工事は、対象となるか。

A 5. 身体状況・住宅改修の状況に応じて適宜判断するもの。

「通路の新設」であれば、対象項目に当たらないため対象外。

「既存の扉のつけ替え・移設」であれば、状況により判断するもの。

Q 6. 車椅子利用者が浴室の扉を一人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらす工事は対象となるか。引き戸から引き戸への変更であった場合でも対象となるか。

A 6. 身体状況・住宅改修の状況に応じて適宜判断するもの。

Q 7. ドアノブを変更するために、開き戸から開き戸へ扉ごと取り替えた場合、対象となるか。

A 7. 身体状況・住宅改修の状況(ドアの形状等)に応じて適宜判断するもの。

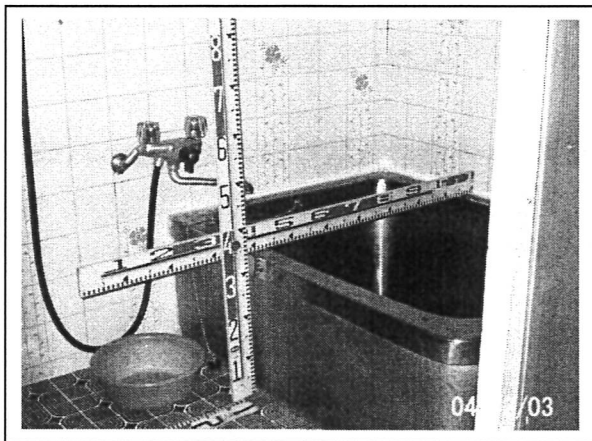
単に古くなったなどの理由による場合は対象外となる。

浴室の改修

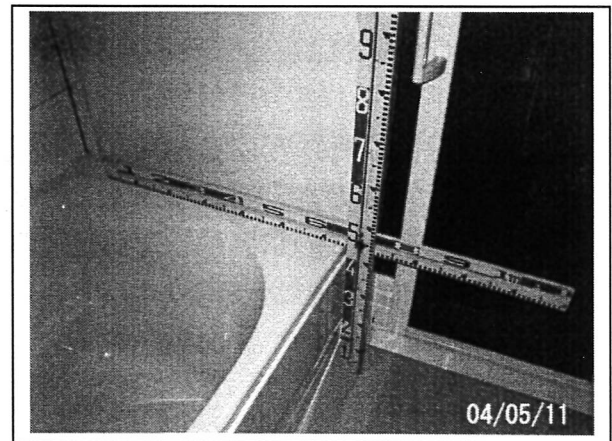
●浴室の改修がなぜ必要か

- ・足腰の筋力低下、関節可動域の制限がある人が、浴槽のまたぎの高さを変えることで、浴槽への出入りを安全に行えるようにする。
- ・水に濡れても滑りにくい材質に変更することで、転倒を防止する。

〔 着 工 前 〕



〔 完 成 後 〕



【 対象となる条件 】

- ① 浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を、適切なものに変える
- ② 床材変更は、水に濡れても滑りにくい材質に変更する

付帯工事例

- ・ 段差解消に伴う
 - ・ 給排水設備工事（屋内に限る）
 - ・ 蛇口の移動
 - ・ 手すりの移動
 - ・ 浴槽のかさ上げ代
 - ・ 工事の都合上、かさ上げが出来ない場合の浴槽の改修または取り替え代
- ・ 浴槽のかさ上げに伴う壁（エプロン部分等の床との設置面に限る）の補修工事

【 注意点 】

- ① すでに浴槽にすのこを入れるなど、段差解消ができている場合は、本人の負担は変わらないので対象外。
- ② ユニットバスに変更する場合は、見積書に項目ごとに記入し、カタログ等を添付すること。
- ③ 滑りにくい材質に変更する場合は、滑りにくいことが分かるカタログ等を添付すること。
- ④ 浴室の場所を変更した場合は対象外。

Q1. 床段差解消のため、湯水が脱衣室側に流れないようにグレーチングを出入口に新設することは対象となるか。

A1. 対象外

Q2. 浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更をユニットバス（壁・床・天井浴槽が一体のもの）の購入設置により行う場合は、給付の対象となるか。

A2. 一部対象

見積もり内容（項目）の詳細がわかり、按分等により、住宅改修の対象部分として算出できる場合に限る。

Q3. 床段差を解消するため浴室用にすのこを制作し、設置する（固定も含む）場合は対象となるか。

A3. 対象外

浴室内すのこは、特定福祉用具購入（入浴補助用具）の支給対象となる。（住宅改修の対象となるのは、あくまで床そのものを上げる場合である。すのこを設置した結果、床自体の高さは上がるものの、この場合、床そのものを上げたとみなせないため。）

トイレの改修

●トイレの改修がなぜ必要か

- ・足腰の筋力低下、関節可動域の制限のある人が、和式トイレから洋式トイレに替えることで、足腰の負担が軽減されることにより、本人の排泄動作の自立を促すため。

〔 着工前 〕



〔 着工後 〕



【 対象となる条件 】

- ① 和式トイレから洋式トイレへの便器の取り替え
- ② 洋式トイレを高さの違う洋式トイレへの取り替え
- ③ 既存の便器の位置や向きの変更（H27年改正）

付帯工事例

- ・床
- ・壁（床との設置面）
- ・扉

【 注意点 】

- ① 補高便座を使用した洋式便器から同じ高さの洋式便器への改修は、本人の足腰の負担は変わらないので対象外。
- ② くみ取り式から水洗式に変わることに伴い、新設された部分については対象外。
- ③ 既に洋式である場合、暖房便器、洗浄機能のみの付加は対象外。

Q 1. トイレの改修に伴う、小便器、手洗い器の撤去は対象となるか。

A 1. 対象外

Q 2. 既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取り替えとして住宅改修の支給対象となるか。

①洋式便器をかさ上げする工事

②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合

また、対象になる場合、工事前後の便器の高さについて対象となる範囲（例えば、5 cm以上変更になる場合のみ対象になる等）はあるか。

③補高便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）を用いて座面の高さを高くする場合

A 2. ①対象

②既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替える場合は、対象外。

身体状等により当該高齢者に適した高さにするために取り替える場合は、理由書等の申請書類により個別に判断する。

また、工事前後の便器の高さについての規定はないが、本人の身体状況に適しているかどうかで個別に判断するもの。

③対象外

特定福祉用具購入（腰掛便座）の支給対象となる。

Q 3. 和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修の対象となるか。

A 3. 対象外

特定福祉用具購入（腰掛便座）の支給対象となる。

Q 4. 和式便器から、洗浄機能等付きの洋式便器への取り替えは対象となるか。

A 4. 対象

商品として洗浄便器一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮するもの。

Q5. 既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された洋式便器に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。

A5. 対象外

介護保険制度において、便器の取り替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は対象外となる。

Q6. 住宅改修の際不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は給付対象になるか。

A6. 対象

これらの費用は「引き戸等への扉の取替え」または「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に当然、付帯する行為であることから対象となる。

Q7. 身体状況等に適応するために、現在使用している洋式便器の向きを変える工事を行う場合の工事費用は対象となるか。

A7. 対象

Q8. 男性用・女性用それぞれの個室にある和式便器を1つの洋式便器に改修した場合個室を仕切っていた袖壁を撤去する工事費用は対象となるか。

A8. 基本的には対象外

身体状況等により個別に判断する。

Q9. 便器の取り替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除き認められている。給排水設備工事は、まさに水洗化に係る工事と思われるが、認められない工事の範囲とは、①浄化槽設置工事、②公共下水道に接続する桝からトイレまでの排水管工事を指すのか。

A9. 非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取り替える場合、便器本体の工事とともに、水洗化の工事が想定されるが、この「水洗化」の工事を対象外とするもの。「便器の取替え」の付帯工事となる「便器の取替えに伴う給排水設備工事」として想定するのは、和式の水洗便器を洋式の水洗便器に変えるときに、配水管の長さや位置を変える工事費を指すものである。

【よくある質問】

Q1. 自分達で設置した手すり、踏み台など、専門家が施工してないため、ぐらつき、使用が不安。新たに専門家に設置してもらった場合、対象となるか。

A1. 専門家が設置したかどうかにかかわらず、既存のものがある場合、新設は対象外。ただし、現在使用しているものが、身体状況に合わない場合は対象。

Q2. 夫婦で使用するため、トイレの便器の取替えの改修を上限40万円と考えてよいか。

A2. 不可。あくまで1工事、1人を対象とするため、上限は20万円

ただし、同じトイレ内の工事であっても、便器の取替えは夫(20万円)、手すりの設置は妻(10万円)とすることは可能。(個別の改修理由を明確にすること。)

Q3. 勝手口と玄関の両方に手すりや踏み台を設置する工事は対象となるか。

A3. 外出は玄関、洗濯を干すために勝手口を使用するなど、生活動線上必要と認められれば、対象。

例えば、畑の作業のため勝手口を使用するなど、趣味や仕事等が理由の場合は、対象外。

※改修工事は生活動線上必要と認められない場合は対象外

よくある対象外の動線例

趣味(生きがい)、仕事、リハビリ目的(体を動かしたい。)、仏間への移動など

Q4. 住宅の所有者が死亡した夫の名義のままになっている。

A4. 承諾書の所有者の欄に法定相続人〇〇〇〇と記入してください

(注)法定相続人が複数名いる場合、すべての方の同意(記入)が必要です。

Q5. 離れで生活しているが、風呂がないため、入浴を母屋で行っている。離れと母屋の間に手すりを付ける工事は対象となるか。

A5. 対象

(注)住宅改修が可能なのは住所地(保険証に記載されている住所)のみなので、番地が違う場合は不可

Q5. -2 上記のような理由で移動している、母屋と離れのために雨風をしのぐために屋根と壁を新設した。その壁に手すりを設置することは対象となるか。

A5. -2 対象外 (新たに設置された物に取り付ける工事は、新築の家の手すり設置が対象外と同じ考え。)

Q6. 住民票を今住んでいる住所地ではなく、以前住んでいた息子宅のままにしている。住民票を動かさずに、住宅改修は可能か。

A6. 不可。改修の対象となる家屋は住所地(保険証に記載されている住所)のみです。

Q7. 跳ね上げ式(可動式)の手すりは設置は対象となるか。

A7. 生活動線上必要で、本人の身体状況上も問題なければ、設置は対象。

※通常の手すりと異なるリスクがあることは十分説明が必要

Q8. 大工を営む親族が行った工事は対象となるか。

A8. 材料費のみ対象

Q9. 入院中に申請や工事を行うことは可能か。

A9. 可能。

ただし、退院できない、家に戻らず直接施設等へ入所した場合等は全額自費となるため、注意すること。(工事後申請時は必ず認定が必要。)

Q10. 事前申請の時に口座番号がわからないのですが申請は可能ですか。

A10. 可能。(工事後申請時は必ず、口座番号が必要です。)

※最近、市役所から口座番号を直接問い合わせると不審に思われる場合が増えてい
ます。口座番号等に不備があった場合、申請のお手伝いをいただいた、ケアマネジャーや
事業者さんの御協力をお願いします。

【よくある確認事項:理由書、写真等】

・「玄関の上がり框が高いので、昇降が不安なため、手すりを設置する」と理由書に記載
があるが、写真は手すりの設置予定場所だけ写っていて、上がり框の高さわからない。

→課題がわかるような写真をお願いします。(複数枚可)

・生活動線の記載がない。

→例えば、勝手口の改修を行う場合、玄関は飛び石があり不安なため、日頃から勝手口
を使用しているなど、生活動線がわかるように記載してください。

・歩行状態が悪くなって不安があるため、2階へ上がる階段に手すりをつけたい。

→例えば、風呂が2階にあるなど、生活動線上の必要性や2階に上がることの危険性が
大きくないことなどを記載してください。(歩行状態と矛盾がないように)

・現場で工事を行っているが、補強板が不要となったため、金額が下がります。

→金額が減少する場合でも必ず、長寿介護課へ連絡してください。申請と大きく内容が変
わる場合は申請の再提出をお願いする場合があります。(大原則:事前申請許可後の金
額の変更は不可)

・理由書で今後の目標として⇒安全安心に生活がしたい。

→その人個人の課題解決(理由や目的)を具体的に記入してください。

事前申請時

介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書

記入例

フリガナ 被保険者氏名	タマノ イチロウ	保険者番号	3 3 2 0 4 9							
	玉野 一郎	被保険者番号	0 0 0 0 1 2 3 4 5 6							
生年月日	明・大・ 昭 3年 2月 1日	性別	男 ・ 女							
住所	〒706-0011 玉野市宇野○丁目●番◎号 電話番号(090) ×××× - △△△△									
住宅の所有者	玉野 一郎		本人との関係 (本人)							
改修の内容 (該当するものに○)	① 手すりの取付け	業者名	玉野●×△建設							
	② 床段差の解消		着工日	令和 年 月 日						
	③ すべりの防止及び移動の円滑化等のため床材の変更			完成日	令和 年 月 日					
④ 引き戸等への扉の取り替え										
⑤ 洋式便器への便器の取り替え										
⑥ 上記に付帯して必要な工事										
改修費用 (支給対象となる費用)										
玉野市長様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(支援)住宅改修費の支給を申請します。 令和 年 月 日 本人署名 玉野 一郎 印 玉野 申請者(被保険者) 代筆者名 玉野 海子 続柄 (該当するものに○) 家族 ・ ケアマネジャー ・ 住宅改修事業者 ・ その他()										
注意 ・ この申請書に、①領収証、②介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由書、③工事費内訳書、改修箇所ごとの④工事前の写真及び⑤完成後の写真(④、⑤とも撮影した日付のわかるもの)を添付してください。 ・ 改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、⑥所有者の承諾書も併せて添付してください。 ・ 振込先の口座が当該被保険者でない場合は、⑦委任状も併せて添付してください。										
口座振替依頼欄	玉野長寿 農協銀行 信用金庫 信用組合	港街 本店支店支所 営業部	種目	口座番号						
	金融機関コード	店舗コード	① 普通預金	0	1	2	3	4	5	6
	フリガナ	タマノ イチロウ	2. 当座預金							
事前申請時不明ならば、事後申請時記入も可			3. その他							
口座名義人		玉野 一郎								

◎ 受領委任払い時は裏面も記入

市記入欄	介護保険施設・医療機関への入所・入院の有無	① 前回までの申請額	+	② 今回の申請額	=	③ 総申請額
	有 ・ 無	円		円		円
		円		円		円
		円		円		円

事後申請時

介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書

記入例

フリガナ 被保険者氏名	タマノ イチロウ	保険者番号	3 3 2 0 4 9
	玉野 一郎	被保険者番号	0 0 0 0 1 2 3 4 5 6
生年月日	明・大・昭 3年 2月 1日	性別	男・女
住所	〒706-0011 玉野市宇野〇丁目●番◎号 電話番号(090) ×××× - △△△△		
住宅の所有者	玉野 一郎	本人との関係	(本人)
改修の内容 (該当するものに○)	① 手すりの取付け	業者名	玉野●×△建設
	② 床段差の解消	着工日	令和 3年 3月 3日
	③ すべりの防止及び移動の円滑化等のため床材の変更 ④ 引き戸等への扉の取り替え ⑤ 洋式便器への便器の取り替え ⑥ 上記に附帯して必要な工事	完成日	令和 3年 3月 5日

捨印
玉野

改修費用 (支給対象となる費用) **180,000**

金額の訂正は捨印では不可です。
(再度記入し直してください。)

玉野市長様

上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(支援)住宅改修費の支給を申請します。

令和 3年 3月 5日

本人署名 玉野 一郎 印 玉野

申請者 (被保険者) 代筆者名 玉野 海子

続柄 (該当するものに○) 家族・ケアマネジャー・住宅改修事業者・その他()

注意 ・この申請書に、①領収証、②介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由書、③工事費内訳書、改修箇所ごとの④工事前の写真及び⑤完成後の写真(④、⑤とも撮影した日付のわかるもの)を添付してください。
・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、⑥所有者の承諾書も併せて添付してください。
・振込先の口座が当該被保険者でない場合は、⑦委任状も併せて添付してください。

口座振替依頼欄	玉野長寿	農協 銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 支所 営業部	種目	口座番号
				① 普通預金 2. 当座預金 3. その他	0 1 2 3 4 5 6
	金融機関コード		店舗コード		
	フリガナ	タマノ イチロウ			
口座名義人	玉野 一郎				

事後申請時は全ての欄の記入をお願いします。

市記入欄	介護保険施設・医療機関への入所・入院の有無	①前回までの申請額	+	②今回の申請額	=	③ 総申請額
	有・無	円		円		円
		本人負担額		今回支給額		円

※ 申請前に書類が整っていることを確認しましょう！

◇◇◇チェックリスト◇◇◇

着工前に提出するもの				
	提出書類	介護保険住宅改修	高齢者住宅改造と 介護保険住宅改修	高齢者住宅改造
1	介護保険居宅介護(支援) 住宅改修費支給申請書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2	玉野市高齢者 住宅改造助成事業実施申請書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	介護保険居宅介護(支援) 住宅改修が必要な理由書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 2部	<input type="checkbox"/>
4	工事費見積書(本人名義のもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 2部	<input type="checkbox"/>
5	見取図 …【注1】 (住宅の平面図に工事箇所を記したもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 2部	<input type="checkbox"/>
6	工事前の日付入り写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 2部	<input type="checkbox"/>
7	住宅改修後の完成予定の状況が 分かるもの(写真に書き込み可)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 2部	<input type="checkbox"/>
8	工事承諾書 (持主が本人以外の場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 2部	<input type="checkbox"/>
完成後に提出するもの				
9	玉野市高齢者 住宅改造助成金請求書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	玉野市高齢者 住宅改造助成事業完了届		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11	工事竣工届		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	工事内訳書(実際に行った工事の内容 がわかるもの)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 2部	<input type="checkbox"/>
13	完成後の日付入り写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 2部	<input type="checkbox"/>
14	<u>本人名義</u> の領収書(原本を確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
15	委任状 (振込口座が本人以外の場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 2部	<input type="checkbox"/>

【注1】 屋外の工事のみの場合であっても、本人の生活動線の確認のため、住宅の見取図を提出してください。

玉野市 長寿介護課

- 介護保険の住宅改修について

介護保険係 TEL(0863)32-5534

- 高齢者の住宅改造について

長寿支援係 TEL(0863)32-5537

FAX(共通) (0863)32-5526